



発行 新潟県

第 41 号

平成26年5月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

43 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

告 示

- 907 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 908 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 909 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 910 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 911 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 912 保安林の指定解除予定（治山課）
- 913 保安林の指定解除予定（治山課）
- 914 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 915 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 916 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 917 道路の区域変更（道路管理課）
- 918 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

特定非常利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）

企業局管理規程

6 新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

監査委員公表

住民監査請求に係る監査結果公表（監査委員事務局）

公安委員会規則

- 7 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）
- 8 講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（運転免許センター）

公安委員会告示

- 50 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 51 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第43号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(30) (略) (31) 大気汚染防止法第18条の19の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。 (32)～(212) (略) 4～10 (略)	(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(30) (略) (31) 大気汚染防止法第18条の18の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。 (32)～(212) (略) 4～10 (略)

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。



◎新潟県告示第907号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
守門薬局	魚沼市須原976番地8	薬局	平成26年5月1日
フレンズ薬局	燕市杉木1427番	薬局	平成26年5月1日

◎新潟県告示第908号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
アイ内科クリニック	長岡市城内町1-611-1 CoCoLo長岡2階	腎臓に関する医療	平成26年5月1日

大手薬局本成寺店	三条市東本成寺21-14	薬局	平成26年5月1日
アサヒ調剤薬局みどり店	阿賀野市岡山町1-27	薬局	平成26年5月1日

◎新潟県告示第909号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
大島薬局	十日町市卯574番地4	薬局	平成26年4月1日
エイケン堂薬局あけぼの店	長岡市曙3丁目4番20号	薬局	平成26年4月1日

◎新潟県告示第910号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
佐野 均	内科	片桐医院	新発田市住吉町4-3-9	H26.5.1	第15条第1項の医師に指定した
宇津見 宏太	神経内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
佐藤 聡史	内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
松尾 佑治	内科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177-1	〃	〃
横山 侑輔	耳鼻咽喉科	立川総合病院	長岡市神田町3-2-11	〃	〃
小堺 浩一	内科	新潟県立松代病院	十日町市松代3592-2	〃	〃
倉辻 言	小児科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
竹島 明	神経内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
遠藤 栄之助	整形外科	えんどう整形外科クリニック	燕市杉木815-1	〃	〃
馬場 靖幸	内科	馬場内科医院	三条市東裏館2-16-12	〃	〃
新井田 広仁	脳神経外科	悠遊健康村病院	長岡市大字日越337	〃	〃

斉藤 明彦	脳神経外科	北日本脳神経外科病院	五泉市太田440-1	〃	〃
大池 直樹	整形外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
佐藤 明人	内科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
早藤 新一	小児科	三条総合病院	三条市塚野目5-1-62	〃	〃
竹内 茂和	脳神経外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
牧野 真人	内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
山崎 洋大	耳鼻咽喉科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
鈴木 俊明	小児科	国立病院機構新潟病院	柏崎市赤坂町3-52	〃	〃

◎新潟県告示第911号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
古澤 善文	脳神経外科	古澤医院	上越市安江1-2-33	H26.2.11
沢津橋 孝拓	外科	燕労災病院	燕市佐渡633	H26.3.31
鈴木 康稔	内科、消化器科、呼吸器科、循環器科	あがの内科クリニック	阿賀野市下条町12-49	H26.4.1
高橋 輝行	神経内科、内科	長岡西病院	長岡市三ツ郷屋町371-1	H26.3.31
大杉 佳哉	整形外科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H26.4.1
長澤 芳哉	内科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	H26.4.25
廣田 菜穂子	内科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	H26.4.25
青柳 治彦	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	H26.5.1
高橋 英徳	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	H26.5.1

◎新潟県告示第912号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県中魚沼郡津南町大字外丸丁3738の3 (国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第913号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県上越市吉川区川谷字南4020の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第914号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長岡市及び見附市の一部を受益地域とする県営大江地区農業用排水施設整備（かんがい排水「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年6月2日から平成26年6月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
長岡市役所、見附市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
胎内川沿岸	かんがい排水事業	新発田市、胎内市、村上市	平成25年3月25日
阿賀野川右岸第2	農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業	阿賀野市	平成26年2月12日

◎新潟県告示第916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
深沢	農用地保全施設整備（湛水防除）事業	長岡市	平成25年12月11日

◎新潟県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市西山町大崎字上ノ田 404 番 1 から	新	10.4～31.4メートル	720.5メートル
同市西山町大崎字抜山下681番 1 まで	旧	8.1～31.4メートル	717.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 402号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市西山町大崎字上ノ田 404 番 1 から	新	10.4～31.4メートル	720.5メートル
同市西山町大崎字抜山下681番 1 まで	旧	8.1～31.4メートル	717.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市西山町大崎字抜山下 681 番 1 から	新	10.4～31.4メートル	720.5メートル

同市西山町大崎字上ノ田404番1まで	旧	8.1～31.4メートル	717.3メートル
--------------------	---	--------------	-----------

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

◎新潟県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
柏崎市西山町大崎字上ノ田 404 番 1 から同市西山町大崎字抜山下 681 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月30日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成26年5月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コスモ夢舞台
- 3 代表者の氏名
佐藤 賢太郎
- 4 主たる事務所の所在地
東蒲原郡阿賀町豊実乙 1036
- 5 定款に記載された目的
この法人は、活力ある地域づくりと個人の活力再生に関する事業を行い、少子高齢化の進む過疎地域と都市との交流を促進することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 社会教育の推進を図る活動
 - (6) 経済活動の活性化を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(権能) 第23条 (略) (1) ～ (3) (略)	(権能) 第23条 (略) (1) ～ (3) (略)

<p>(4) 事業計画及び<u>活動</u>予算 (5) 事業報告及び<u>活動</u>決算 (6) ~ (9)</p> <p>(権能) 第32条 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 事業計画及び<u>活動</u>予算の変更 (4) (略)</p> <p>(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 (略)</p> <p>(事業年度) 第49条 この法人の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>に始まり<u>翌年3月31日</u>に終わる。</p> <p>(定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(4) 事業計画及び<u>収支</u>予算 (5) 事業報告及び<u>収支</u>決算 (6) ~ (9)</p> <p>(権能) 第32条 (略) (1) ~ (2) (略) (3) 事業計画及び<u>収支</u>予算の変更 (4) (略)</p> <p>(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 (略)</p> <p>(事業年度) 第49条 この法人の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>に始まり<u>12月31日</u>に終わる。</p> <p>(定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
---	--

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成26年5月30日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物品等 特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。</p> <p>(3) 特定役務 特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 企業局長は、前項に規定する審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>3 企業局長は、第1項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書を入手するための手段</u></p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第5条 特例政令第6条に規定する公告は、一般競</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物品等 特例政令第2条第1項第2号に規定する物品等をいう。</p> <p>(3) 特定役務 特例政令第2条第1項第3号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第2条第1項第6号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 企業局長は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第5条 特例政令第6条に規定する公告は、一般競</p>

争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2・3 （略）

（指名競争入札の公示等）

第6条 特例政令第7条第1項に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2・3 （略）

4 特例政令第7条第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

（入札説明書の記載事項）

第8条 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例政令第6条又は第7条第1項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) （略）

(6) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) (略)

（入札の方法）

第9条 特定調達契約に係る入札は、入札書を封書にし、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する入札（以下「電子入札」という。）は、財務規程第151条の2第1項（財務規程第164条において準用する場合を含む。）の規定により行うものとする。

争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2・3 （略）

（指名競争入札の公示等）

第6条 特例政令第7条に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2・3 （略）

4 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

（入札説明書の記載事項）

第8条 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例政令第6条又は第7条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) （略）

(6) (略)

（入札の方法）

第9条 特定調達契約に係る入札は、入札書を封書にし、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）は、財務規程第151条の2第1項（財務

2～4 (略)	規程第164条において準用する場合を含む。)の規定により行うものとする。 2～4 (略)
---------	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監査委員公表**監 査 結 果 公 表**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成26年5月30日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 田 宮 強 志

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求の要旨

(1) 新潟県が新潟県議会に対し平成24年度に支出した政務調査費のうち、以下のとおり、違法・不当な公金の支出(計1,102万4,325円)があり、かつ、新潟県知事がその返還請求をしない怠る事実がある。

ア 議員自身あるいは親族が代表者を務める会社に対する賃料支払いであるか誰に対する賃料支払いか不明であるため違法である。

イ 賃料支払い額のうち3分の1のみについて政務調査費から拠出し得るところ適切な按分がされていないため違法である。

ウ 政務調査と関連した調査研究費・研修費であることがうかがわれぬか、そもそも領収書がなく支出自体が不明であるため違法である。

(2) 知事に対し、違法不当な政務調査費相当額について、各議員から県に返還を求めるなど損害を補填するための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

3 請求の受理

本件請求のうち、誰に対する賃料支払いか不明であるため違法であるとの主張については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成26年3月31日をもってこれを受理した。

それ以外の主張は違法又は不当とする財務会計上の行為が個別的・具体的に特定され、その理由が適示されていると認められないことから、監査対象としなかった。なお、この点について、東京都品川区の政務調査費に関する条例に関し、平成21年12月17日の最高裁判所判決では、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかかわるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人の陳述及び新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

1 監査の対象

本件請求のうち、事務所費の領収書等について支払い相手先不明のものがあるかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課

第4 監査委員の交替

平成26年3月31日監査委員石上和男の退任により、同年4月1日新たに田宮強志が選任されたので、監査委員事務引継を行った。

第5 監査の結果

本件請求に関する事務所費の領収書等について議員から県議会議長へ提出された書類で確認した結果、支払い相手先が明らかに不明な領収書等はなかった。

よって、請求人の主張については理由がないものと判断する。

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年5月30日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(免許申請における提示書類)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 法第108条の2第1項第2号に規定する講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けた者は、免許申請の際、第26条第4項又は第5項の規定により交付を受けた<u>取消処分者講習終了証明書</u>(別記様式第7の11)を提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(技能試験等)</p> <p>第21条 規則第18条の2の3第1項に規定する技能検査及び規則第24条に規定する技能試験並びに規則第18条の5の規定による技能審査及び令第34条の4第1項の規定による技能確認(次条において「技能試験等」という。)は、別に定める基準により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(運転免許証の更新申請における申請写真の省略)</p> <p>第24条の3 規則第29条第3項(第29条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(講習の申出等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める<u>証明書又は証書</u>を交付するものとする。</p> <p>(1) 取消処分者講習 <u>取消処分者講習終了証明</u></p>	<p style="text-align: center;">(免許申請における提示書類)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 法第108条の2第1項第2号に規定する講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けた者は、免許申請の際、第26条第4項又は第5項の規定により交付を受けた<u>取消処分者講習終了証書</u>(別記様式第7の11)を提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(技能試験等)</p> <p>第21条 規則第18条の2の2第1項に規定する技能検査及び規則第24条に規定する技能試験並びに規則第18条の5の規定による技能審査及び令第34条の4第1項の規定による技能確認(次条において「技能試験等」という。)は、別に定める基準により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(運転免許証の更新申請における申請写真の省略)</p> <p>第24条の3 規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(講習の申出等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証書を交付するものとする。</p> <p>(1) 取消処分者講習 <u>取消処分者講習終了証書</u></p>

書

(2)・(3) (略)
5 指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証明書又は証書を交付するものとする。

(1) 取消処分者講習 取消処分者講習終了証明書

(2) (略)

6 前2項の規定により交付を受けた取消処分者講習終了証明書を亡失、滅失又は棄損し、取消処分者講習終了証明書の再交付を受けようとする者は、取消処分者講習終了証明書再交付申請書(別記様式第20)を提出しなければならない。この場合において、亡失、滅失又は棄損した取消処分者講習終了証明書が指定講習機関から交付を受けたものであるときは、当該取消処分者講習終了証明書を交付した指定講習機関に提出しなければならない。

別記様式第7の11

(略)
<u>取消処分者講習終了証明書</u>
住所
(略)
(略)

別記様式第14

取消処分者講習申請書	
(略)	
(略)	
住 所	-----
(略)	

備考 1 氏名、生年月日及び住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2・3 (略)

(略)

別記様式第20

<u>取消処分者講習終了証明書再交付申請書</u>	
(略)	
(略)	
住 所	-----
(略)	

備考 1 氏名、生年月日及び住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2 (略)

(略)

(2)・(3) (略)

5 指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証書を交付するものとする。

(1) 取消処分者講習 取消処分者講習終了証書

(2) (略)

6 前2項の規定により交付を受けた取消処分者講習終了証書を亡失、滅失又は棄損し、取消処分者講習終了証書の再交付を受けようとする者は、取消処分者講習終了証書再交付申請書(別記様式第20)を提出しなければならない。この場合において、亡失、滅失又は棄損した取消処分者講習終了証書が指定講習機関から交付を受けたものであるときは、当該取消処分者講習終了証書を交付した指定講習機関に提出しなければならない。

別記様式第7の11

(略)
<u>取消処分者講習終了証書</u>
本籍
住所
(略)
(略)

別記様式第14

取消処分者講習申請書	
(略)	
(略)	
本 籍	-----
住 所	-----
(略)	

備考 1 氏名、生年月日、本籍及び住所の欄は、明りょうにかい書で記載すること。

2・3 (略)

(略)

別記様式第20

<u>取消処分者講習終了証書再交付申請書</u>	
(略)	
(略)	
本 籍	-----
住 所	-----
(略)	

備考 1 氏名、生年月日、本籍及び住所の欄は、明りょうにかい書で記載すること。

2 (略)

(略)

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第 8 号

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 5 月30日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

講習の実施に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(委託の条件)</p> <p>第 3 条 講習の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</p> <p>(1) 講習は、<u>次条に規定する講習指導員の要件を満たしている者が行うこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第 4 条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を<u>満たしている者</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>法第117条の 2 の 2 第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過していない者</u></p> <p>(ウ) <u>自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第 2 条から第 6 条までの罪又は法に規定する罪（(イ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過していない者</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する<u>新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員</u></p>	<p>(委託の条件)</p> <p>第 3 条 講習の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</p> <p>(1) 講習は、<u>講習指導員又は公安委員会の承認(原付講習にあつては認定)を受けた者が行うこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第 4 条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を<u>満たし、公安委員会の承認(認定)を受けた者</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>法第117条の 4 第 4 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過していない者</u></p> <p>(ウ) <u>自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第208条の 2 若しくは第211条第 2 項の罪又は法に規定する罪（(イ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過していない者</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する<u>運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分</u></p>

- 研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修)を終了した者
- (5) 高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件
ア～エ (略)
- オ 次のいずれかに該当する者であること。
なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、公安委員会が指定する研修(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。)を受けていること。
- (ア) (略)
- (イ) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修)を終了した者
- (ウ) (略)
- (6) (略)

(講習指導員の認定申請等)

- 第4条の2** 公安委員会は、第2条の規定に基づき講習を受託した者(受託しようとする者を含む。以下「受託者」という。)から講習指導員認定申請書(別記様式第1号)の提出を求め、講習指導員に前条の要件が満たされていることの認定を行うものとする。
- 2 公安委員会は、前項の認定を行うときは、講習指導員審査基準(別表)により審査するものとする。
- 3 (略)
- 4 公安委員会は、前2項の審査の結果、講習指導員としての要件が満たされていることを認定したときは、受託者を經由して、講習指導員認定書(別記様式第2号)を交付するものとする。
- 5 受託者は、前項の講習指導員認定書の交付を受けた者を講習に従事させるものとする。

(講習指導員の認定の取消し等)

- 第5条** 公安委員会は、講習指導員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第4条の2の認定を取り消し、又は必要な期間当該講習指導員が講習に従事することを停止することができる。
- (1)～(3) (略)
- 2 前項の認定を取り消し、又は講習に従事することを停止したときは、講習指導員認定取消・講習従事停止通知書(別記様式第3号)により受託者を經由して該当者に通知するとともに、認定を取り消したときは、講習指導員認定書を返納させるものとする。

者講習指導員研修)を修了した者

- (5) 高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件
ア～エ (略)
- オ 次のいずれかに該当する者であること。
なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、公安委員会が指定する研修(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。)を受けていること。
- (ア) (略)
- (イ) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修)を修了した者
- (ウ) (略)
- (6) (略)

(講習指導員の承認(認定)申請等)

- 第4条の2** 公安委員会は、前条の講習指導員の承認(認定)に当たつては、第2条の規定に基づき講習を受託した者(受託しようとする者を含む。以下「受託者」という。)に講習指導員承認(認定)申請書(別記様式第1号)を提出させるものとする。
- 2 公安委員会は、前項の申請書を受託したときは、講習指導員審査基準(別表)により審査するものとする。
- 3 (略)
- 4 公安委員会は、前2項の審査の結果、講習指導員として承認(認定)したときは、受託者を經由して、講習指導員承認(認定)書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(講習指導員の承認(認定)の取消し等)

- 第5条** 公安委員会は、講習指導員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第4条の承認(認定)を取り消し、又は必要な期間当該講習指導員が講習に従事することを停止することができる。
- (1)～(3) (略)
- 2 前項の承認(認定)を取り消し、又は講習に従事することを停止したときは、講習指導員承認(認定)取消・講習従事停止通知書(別記様式第3号)により受託者を經由して該当者に通知するとともに、承認(認定)を取り消したときは、講習指導員承認(認定)書を返納させるものとする。

<p>別記様式第 1 号 (第 4 条の 2 関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>講習指導員認定申請書</u></p> <p>下記の者について、講習指導員としての要件が満たされていることを認定されたく申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第 1 号 (第 4 条の 2 関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>講習指導員承認(認定)申請書</u></p> <p>下記の者を、講習指導員として承認(認定)されたく申請します。</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第 2 号 (第 4 条の 2 関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>講習指導員認定書</u></p> <p>(略)</p> <p>上記の者は、道路交通法第108条の 2 第 項講習に従事する講習指導員としての要件が満たされていることを認定する。</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第 2 号 (第 4 条の 2 関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>講習指導員承認(認定)書</u></p> <p>(略)</p> <p>上記の者を、道路交通法第108条の 2 第 項講習に従事する講習指導員として承認(認定)する。</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第 3 号 (第 5 条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>講習指導員認定取消・講習従事停止通知書</u></p> <p>年 月 日付け新公委第 号</p> <p>で認定した <u>講習指導員</u> の <u>認定講習</u> に</p> <p><u>を 取 消 し</u> したので、通知する。</p> <p>従事することを停止</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第 3 号 (第 5 条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>講習指導員承認(認定)取消・講習従事停止通知書</u></p> <p>年 月 日付け新公委第 号</p> <p>で承認(認定)した <u>講習指導員</u> の <u>承認(認定)講習</u> に従事す</p> <p><u>を取り消し</u> したので、通知する。</p> <p>ることを停止</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第50号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

平成26年 5 月30日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

- 1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務に係る講習(以下「2号警備業務」という。)
- 2 実施期間及び場所
 - (1) 実施期間

平成26年 7 月 2 日(水)から平成26年 7 月 9 日(水)までの 6 日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地 2
技術士センタービル I
- 3 受講定員

15人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

- (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年6月12日（木）から平成26年6月13日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成26年6月24日（火）から平成26年6月25日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第51号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

平成26年5月30日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成26年7月7日（月）から平成26年7月9日（水）までの3日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル1

3 受講定員

15人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年6月17日(火)から平成26年6月18日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(4) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(9) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成26年6月26日(木)から平成26年6月27日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110(代表)